

れ驛站相互の距離より遙かに小刻みに鋪舎を設置したものに外ならぬのである。その鋪と鋪との距離が初めから精密に劃一されて居つたので無かつたことは、前引元史の記事にも十里十五里二十五里等と記されて居るのでも明らかであり、普通にはマルコ・ポロやオドリクも記して居る如く、約三哩許りの距離に置かれたと見て大差あるまい

次に鋪兵の徴集についての規定を見ると、元史兵志急遞鋪篇に

〔至元〕二十年留守司官言。初立ニ急遞鋪ニ時。取ニ不能當差貧戸。除ニ其差發。充ニ鋪兵。又不敷者。於ニ漏籍戸内ニ貼補。今富人規ニ避差發。永充ニ鋪兵。乞擇ニ其富者。令充ニ站戸。站戸之貧者。却充ニ鋪兵。從之。

と見えてゐる。これに依ると當初差發に當ることの出来ない貧戸、従つて勿論站戸に充てられることの出来ない貧戸が、差發の代りに徴せられて鋪兵に充てられたのであつたが、こゝに見えるやうな弊害が生じたので、至元二十年からは、更めて鋪兵の富めるものを站戸に充て、站戸の貧しいものを鋪兵に充てることにした。站戸には站の經營の一部に任ずる負擔があつて、その負擔が普通の民戸の負擔と相當することを原則としたのに反し、鋪兵は此の如くその負擔に任じ得ない貧困者から徴してこれに充てたのであつて見れば、縱令後者にも鋪の經營に任ずる或る種の負擔は免かれなかつたにしても、站戸よりも遙にそれが軽いものであつたことは疑ふべくもない。この事情は即ち站戸が馬とか車とか食糧とか馬糧とかの負擔に當らねばならなかつたに反し、急遞鋪では單に鋪兵の脚力に依つて官文書を遞送するだけで、鋪の什物の如きにも大した費用を要するでもなく、また公差の使臣旅客がこの機關を利用するものでもないのであるから、従つてこれ等に對する祇應の義務もなかつた筈であることを思へば、容易に